

議案第71号

逗子市福社会館条例の一部改正について

逗子市福社会館条例の一部を次のように改正する。

平成28年12月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市福社会館条例の一部を改正する条例

逗子市福社会館条例（平成17年逗子市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を第4号とし、第2号中「こと。」を「業務」に改め、同号を同条第3号とし、第1号中「こと。」を「業務」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第1条に規定する施設の目的を達成するために必要な業務

第4条第1項ただし書中「これを変更する」を「市長の承認を得て、これを臨時に変更する」に改め、同条第2項ただし書中「臨時に開館し」を「市長の承認を得て、臨時に開館し」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

第5条の見出し中「許可」の次に「及び制限」を加え、同条第2項中「ついて」を削る。

第7条及び第8条を次のように改める。

（損害賠償）

第7条 故意又は重大な過失により会館の施設、設備、資料等を破損又は滅失せしめた者は、指定管理者の指示に従いその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する会館の施設又は設備を損傷し、又

は汚損したときは、それによって生じた損害に相当する額を賠償しなければならない。  
ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第8条 使用者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の利用料金は、原則として前納とする。ただし、使用当日の設備の追加及び時間の超過に係る利用料金については、当該使用が終了した後、速やかに精算し、支払わなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第14条を第16条とする。

第13条の見出し中「義務」を削り、同条を第15条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の2条を加える。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、規則で定めるところにより、前条第1項の利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

会議室利用料金

種別	区分	午前A	午前B	午後A	午後B
		午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで
会議室	第1	400円	400円	400円	400円
	第2	400円	400円	400円	400円
研修室		300円	300円	300円	300円

小会議室	第 1	100 円	100 円	100 円	100 円
	第 2	100 円	100 円	100 円	100 円
	第 3	100 円	100 円	100 円	100 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の逗子市福祉会館条例の規定により行われた許可その他の行為は、改正後の逗子市福祉会館条例の規定により行われた許可その他の行為とみなす。

(提案理由)

福祉会館の利用区分及び利用料金を変更するとともに、減免規定を見直す等の改正の要あるため提案する。